「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」の実施状況について

1 概要

令和７年６月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下、「給特法等改正法」という。）」により、教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。

また、同計画及び毎年度の実施状況については、公表するとともに、総合教育会議にも報告し、地方公共団体との連携を図りながら取組の更なる改善につなげることとされている。

目黒区教育委員会では、別添の「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」（平成３１年３月策定、令和５年２月改定）（以下「働き方改革実行プログラム」という。）に基づき教職員の働き方改革を推進しており、これを当該計画として位置づけている。

2 働き方改革実行プログラムの概要

（１）目的

教職員が子どもと向き合う時間を創出するため、心身の健康を保持し、誇りとやりがいを持って勤務できる環境を確保する。

（２）計画期間

令和５年度から令和９年度まで（５年間）

（３）目標

月当たりの時間外在校等時間が４５時間を超える教員をゼロにする。

※時間外在校等時間とは、教育職員が学校内外で教育活動に関する業務を行った「在校等時間」から、所定の勤務時間（勤務日ごとに割り振られた正規の勤務時間。原則として１日７時間４５分）を除いた時間をいう。給特法に基づく国の指針により、超過勤務命令の有無にかかわらず把握するもので、一般における時間外勤務とは異なる。

（４）取組の方向性

目黒区教育委員会では、教職員が子どもと向き合う時間の確保と働きやすい職場環境の実現に向け、４つの取組の方向性のもと、２７の具体的取組を推進している。

方向性	主な内容
方向性１	学校業務改善支援の推進（18 項目）
方向性２	教職員の勤務環境等整備（4 項目）
方向性３	教職員等の働き方改革に係る意識改革促進（3 項目）
方向性４	学校・園における取組の推進（2 項目）

3 働き方改革実行プログラムに基づく主な取組

（１）業務改善の推進

調査依頼等及び学校への配付文書の精査、e ラーニングやオンライン会議の活用による会議・研修の効率化、校務及び園務のデジタル化の推進に加え、留守番電話の設置及び設定時刻の繰り上げ、校内会議等の精選・効率化を進めるなど学校業務の効率化を図っている。

（２）人的支援の充実

スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、学校経営支援員、エデュケーション・アシスタント等の人的支援を充実し、教員が授業準備や児童・生徒指導など本来業務に専念できる環境整備を進めた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、多様化・複雑化する課題への対応体制を強化することで、教員の負担軽減と子どもと向き合う時間の確保を図っている。

（３）健康・福祉の確保に関する取組

出退勤管理システムによる勤務時間管理、産業医面談、健康管理支援員の配置、メンタルヘルス相談の実施に加え、テレワーク環境の整備や休暇取得の促進など、教職員の健康確保と働きやすい職場環境づくりを進めている。

４ 勤務実態

（１） 月当たりの時間外在校等時間（令和７年度平均）

注）小数点以下の四捨五入の処理により合計は必ずしも 100%に一致しない。

①小学校

	４５時間以下	４５時間超 ６０時間以下	６０時間超 ８０時間以下	８０時間超
校長	86.4%	9.1%	4.5%	0%
副校長	39.1%	39.1%	21.7%	0%
教員※1	76.0%	19.0%	5.0%	0%
職員※2	100%	0%	0%	0%
全体	76.2%（459 人）	18.4%（111 人）	5.3%（32 人）	0%（0 人）

②中学校

	４５時間以下	４５時間超 ６０時間以下	６０時間超 ８０時間以下	８０時間超
校長	100%	0%	0%	0%
副校長	57.1%	42.9%	0%	0%
教員※1	74.1%	21.8%	3.5%	0.6%
職員※2	100%	0%	0%	0%
全体	76.1%（150 人）	20.3%（40 人）	3.0%（6 人）	0.5%（1 人）

※１：主幹教諭、主任教諭、教諭

※２：事務職員、栄養士 （参考掲載）

③幼稚園・こども園

	４５時間以下	４５時間超 ６０時間以下	６０時間超 ８０時間以下	８０時間超
管理職※3	100%	0%	0%	0%
教員	71.4%	28.6%	0%	0%
全体	78.9%（15 人）	21.1%（4 人）	0%（0 人）	0%（0 人）

※３：園長・副園長

（２）月当たりの時間外在校等時間４５時間以下の教員の割合の推移（※）

① 小学校

年度／職層	4	5	6	7
校長	55.1%	77.3%	77.3%	86.4%
副校長	17.4%	26.1%	39.1%	39.1%
教員	56.5%	64.6%	67.3%	76.0%
教職員全体	54.8%	63.5%	66.5%	74.9%

② 中学校

年度／職層	4	5	6	7
校長	88.9%	100%	100%	100%
副校長	22.2%	56.1%	62.5%	57.1%
教員	52.4%	62.4%	71.3%	74.1%
教職員全体	52.7%	63.7%	72.2%	74.5%

③幼稚園･こども園

年度／職層	4	5	6	7
管理職	50.0%	100%	100%	100%
教員	53.8%	69.2%	71.4%	71.4%
教職員全体	52.9%	77.8%	78.9%	78.9%

※：教員（校長、副校長、主幹教諭、教諭）とし、職員（事務職員、栄養士）は除く。

（３）国指針を踏まえた時間外在校等時間の状況（令和７年度）

１箇月時間外在校等時間の平均時間は３０時間程度となること、１年間時間外在校等時間は３６０時間以下となることを目指すこととしている。

校種	１箇月時間外在校等時間の平均時間	年間３６０時間以内の割合
小学校	33.2　時間	44.7　%
中学校	33.1　時間	42.4　%
幼稚園・こども園	36.3　時間	23.5　%
全体	33.2　時間	43.7　%

５　今後の対応

（１）働き方改革実行プログラムに基づき、引き続き教職員の業務量管理及び健康・福祉の確保に取り組む。

（２）時間外在校等時間や健康確保措置の実施状況について継続的に把握・検証し、ＰＤＣＡサイクルによる取組の改善を図る。

（３）現行の働き方改革実行プログラムは令和９年度までの計画であることから、給特法等改正法の趣旨を踏まえ、現行の働き方改革実行プログラムにおける教員の業務量管理及び健康・福祉の確保に関する考え方との整合を図りながら、次期計画の策定に向けた検討を進める。
（４）計画の内容及び実施状況については、区公式ウェブサイト等を通じて公表する。

以　　上